

6 快適な生活環境の保全

滋賀県の地勢

琵琶湖の
あじろ

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環
境の保全

クリーンな
新エネルギーの
開発・導入

ゼロ・エミッ
ションの取組
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

地域における
環境づくり

新滋賀県環境
総合計画の
点検・評価

滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ

地球温暖化問題が深刻化する中、このまま対策を講じない場合、滋賀県では人口の増加や自動車保有台数の増加、社会経済活動の活発化などにより、温室効果ガスの排出の増加が予測されています。

地球温暖化防止を図り、快適な生活環境を創造するため、温室効果ガスや大気汚染物質の排出量の一層の削減が求められています。また、化学汚染物質に対しては、事業者の適正管理による環境リスク低減に向けた取組が求められています。

地球温暖化対策の推進 （環境政策課温暖化対策室）

地球温暖化により、既に現在、水資源や自然生態系への悪影響が顕在化しており、今後の気温上昇によりさらに深刻な影響が予想されています。

このような中、県では、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するため、平成15(2003)年3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定、平成17(2005)年2月の京都議定書発効を受けて、平成18年(2006)年12月には、計画を一部改定しました。同計画では、平成22(2010)年において、県域における温室効果ガスの総排出量を平成2(1990)年比-9%に抑制することを目標としており、平成18(2006)年の実績値は-7.7%となっています。

また、平成20(2008)年に策定した「持続可能な滋賀社会ビジョン」では、平成42(2030)年における県域の温室効果ガス排出量を50%削減する目標を掲げており、こうした目標達成のためには、多様な主体の参画を促し、より実効性のある温暖化対策の取組が必要となっています。

● (仮称) 滋賀県地球温暖化対策推進条例の制定

地球温暖化を取り巻く社会状況の変化は著しく、温室効果ガス削減のため、様々な分野における対策の実施や、県民一人ひとりの暮らし方を見つめ直すことが求められています。県、市町、県民、事業者などが主体的、総合的に対策に取り組み、持続可能な滋賀社会を次の世代に引き継いでいくため、県の温暖化対策の大きな方針を明らかにする新たな条例を制定します。

● 低炭素社会実現ロードマップ作成

「持続可能な滋賀社会ビジョン」の目標である2030年に温室効果ガスの50%削減という低炭素社会を実現するため、そこに至る道筋を示すことが求められています。このため、県では目標達成に向けた大きな方向性を示すとともに、県内各主体が「どのような施策」を、「いつ頃」、「どのような手法・手段」で取り組んでいくのかを示す工程表というべき「ロードマップ」の作成を進めます。

● 地球温暖化防止活動推進センターによる地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減のためには、県民自らがその重要性を認識して生活様式を転換することが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、「地

球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12(2000)年10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に係る啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、温暖化防止にかかる相談、助言などを行っています。

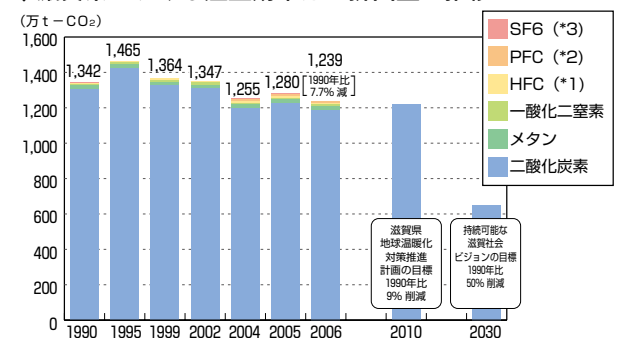
● 地球温暖化防止活動推進員による普及啓発

地球温暖化対策の推進に関する法律第23条により、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する者を推進員として委嘱することができることとされています。滋賀県では、119名の推進員に学校や企業への出前講座など地域での普及活動に取り組んでいただいています。

「滋賀県地球温暖化対策推進計画 [改訂版]」
主体ごとの主な取組

主体	削減目標を設定する取組	削減量 (千 t-CO ₂)
県民	○省エネルギー・省資源行動の徹底	148
	○環境に配慮した自動車利用	34
	○住宅の省エネルギー化や新エネルギーの導入	48
	小計	230
事業者	○大気環境負荷低減計画	600
	○省エネルギー・省資源型の事業活動	154
	○ビルや工場等の省エネ化	226
	○環境に配慮した自動車利用	323
	○エネルギー原単位の改善	131
小計	1,434	
行政	○社会基盤の整備等の推進	355
	○事業者としての率先行動	20
	小計	375
排出削減量合計		2,039
行政	○緑の保全・創出により CO ₂ 吸収	583
	排出削減量合計・吸収量合計	2,622

◆ 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移



*1: ハイドロフルオロカーボン類、*2: パーフルオロカーボン類、*3: 六フッ化硫黄

●エコカーマイスター事業

低公害車の導入を促進するため、自動車販売時に環境情報を提供できる人材を養成する「エコカーマイスター事業」を実施し、環境負荷の少ない自動車の普及に努めています。

◆H20年度末 エコカーマイスター講習会修了者
累計 320名

●エコドライブマイスター事業

エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)の実践および普及・推進をはかるため、「エコドライブマイスター教習会」を開催し、家庭や事業所を対象としたエコドライブの普及・啓発に努めています。

◆H20年度 エコドライブマイスター教習会修了者
18名 累計 33名

●環境に配慮したクルマ利用モデル事業

(交通政策課)

マイカー通勤を削減し、エネルギー効率に優れ、環境にも優しい大量輸送機関としての鉄道・バスの利用拡大を図るため、企業や住民と協働して実態調査などを行うことにより、モビリティマネジメント*の手法を活用して「エコ交通」の可能性について検討します。

*モビリティマネジメント:一人ひとりのモビリティ(行動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと

農業・水産業からの温暖化対策

(農政課、農業経営課、畜産課、水産課、耕地課)

加速度的に進行する地球温暖化が、農業・水産業分野にも深刻な影響を与えていると言われています。

そこで、農業・水産業の分野において、「影響評価(将来予測)」、「適応策」、「緩和策(防止策)」の3つの視点から温暖化対策に取り組んでいます。

影響評価(将来予測)

- 農業・水産業温暖化対策総合検討事業
- 琵琶湖の水産生物への影響解明

適応策

- 温暖化に適応しうる水稲・園芸作物の栽培技術の確立
- 温暖化適応型ニゴロブナ種苗放流技術開発事業

緩和策

- 水土里クリーンエネルギー活用促進事業
- 飼料自給率向上対策事業

●影響評価(将来予測)

■農業・水産業温暖化対策総合検討事業

温暖化の進行が本県農業・水産業にどのような影響を及ぼすのか、滋賀県農業・水産業温暖化対策検討委員会

で、総合的な影響評価を行うとともに、適応策、緩和策(防止策)を取りまとめます。

また、農業分野における温室効果ガスの排出量・吸収量を、作物、栽培条件別に数値化し、脱温暖化に貢献できる農業技術の確立を目指します。

■琵琶湖の水産生物への影響解明

温暖化による水温上昇が琵琶湖の重要水産資源に及ぼす影響を予測し、その対策を講ずるため、水産試験場において湖産アユ、ホンモロコ、イサザ、ビワマスおよびセタシジミを対象として調査研究を実施しています。



漁船での魚類採集調査

●適応策

■温暖化に適応しうる水稲・園芸作物の栽培技術の確立

近年の稲作期間の高温傾向に伴う米品質の低下を防止し、今後の温暖化の進行に対応するため、栽培技術の開発や高温登熟性*に優れた品種の育成に取り組んでいます。

また、温暖化を逆に果樹、花き振興のチャンスととらえ、カンキツ類など暖地型樹種の適応性の検討や、施設園芸における暖房温度の低下によるコスト削減などの温暖化対応技術の開発に取り組んでいます。



水稲高温登熟性検定ハウス

*高温登熟性: 稲が実る時期の高温などの悪い条件下でも、実りが良く、充実したお米がとれること。

■温暖化適応型ニゴロブナ種苗放流技術開発事業

温暖化で琵琶湖の全循環が遅れた場合を想定し、従来より遅い2~3月にニゴロブナ種苗を琵琶湖に放流するための技術開発とその効果調査を実施しています。

●緩和策(防止策)

■水土里クリーンエネルギー活用促進事業

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減が求められる中、かつて農村地域で水車の動力として精米や製粉に利用されていた農業用水が持つ自然エネルギーが見直されています。このため平成20年度から、農業用水路などで、小規模な水力発電が可能な地点についての調査や発電量、CO₂削減量の試算を行うなど、小水力発電施設の導入に向けた検討を進めています。



農業用水路

■飼料自給率向上対策事業

家畜の飼料の大部分は、輸入に依存しており、海外からの飼料の輸送には、大量の化石燃料を消費し、CO₂などの温室効果ガスを発生させています。そこで、県は水田が多いことから、稲発酵粗飼料や飼料用米など水稻を家畜の飼料として利用することで、海外からの飼料の輸入量を減らし、温室効果ガスの発生を削減する取組を進めています。



水稻の飼料利用

大気環境保全対策の推進

(琵琶湖再生課)

大気環境については、汚染物質の移流・反応などによる光化学スモッグなどの広域的な問題、自動車や工場・事業場から排出される窒素酸化物などによる地域の生活環境に係る問題、様々な有害化学物質による健康影響のおそれなど多様な問題があります。

◆大気汚染に係る環境基準

汚染物質	人の健康への主な影響	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	目、のどなどを強く刺激する	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう (SO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
ベンゼン	高濃度の曝露により発ガン性が認められる	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	高濃度の曝露により、神経系への影響が認められる	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	高濃度の曝露により、神経系への影響が認められる	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	慢性毒性としては、発ガン性などが認められる	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

●汚染状況の把握

二酸化いおうなどによる環境汚染状況を把握するため、県内16か所(県設置9局、大津市設置7局)で24時間連続監視を行っています。

測定局のデータは、環境省が運営するシステム(愛称「そらまめ君」)によりインターネットからリアルタイムに見ることができます。

WEB <http://soramame.taiki.go.jp/>



また、有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組む必要のあるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどについて、堅田、平野、長浜、草津、今津、東近江(以上、一般環境)、自排草津(道路沿道)、湖南(発生源周辺)の8か所で毎月1回測定を行っています(平野：大津市調査地点 他7か所：滋賀県調査地点)。

なお、測定局が整備されていない地域の大気環境の把握や、発生源周辺の局所的な大気汚染状況の監視のため、自動測定機器を搭載した環境測定車「あおぞら2号」による移動監視を実施しています。



●大気環境調査の実施

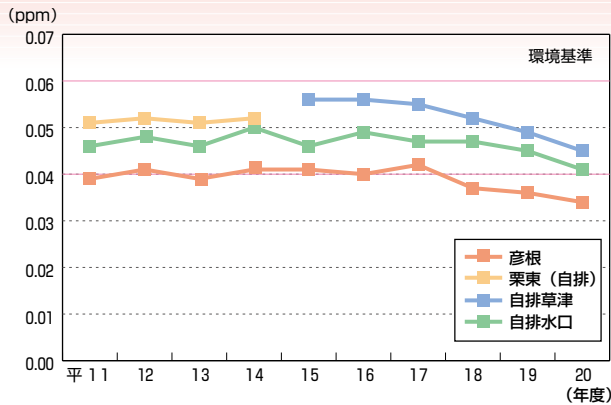
大気環境基準は二酸化いおうなど10項目定められていますが、平成20年度調査の結果、光化学オキシダント以外の項目は環境基準に適合していました。

◆大気関係環境基準達成状況(平成20年度)

	一般環境 大気測定地点		自動車排出ガス 測定地点	
	全地点数	環境基準 達成 地点数	全地点数	環境基準 達成 地点数
二酸化窒素	9	9	5	5
浮遊粒子状物質 ^{注)}	9	9	4	4
光化学オキシダント	10	0	3	0
二酸化いおう ^{注)}	6	6	1	1
一酸化炭素 ^{注)}	2	2	5	5
ベンゼン	6	6	1	1
トリクロロエチレン	6	6	1	1
テトラクロロエチレン	6	6	1	1
ジクロロメタン	6	6	1	1

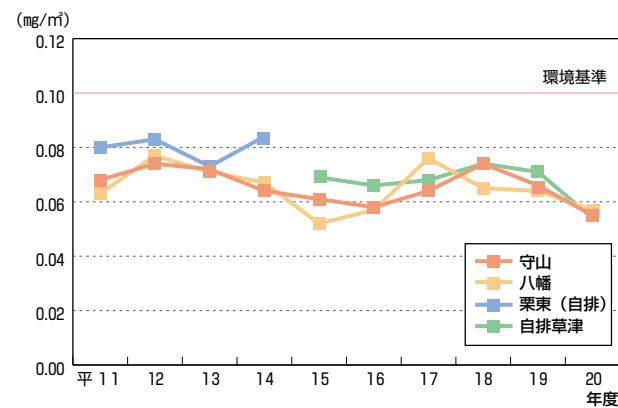
注) 長期的評価による

◆二酸化窒素 (NO₂) の経年変化



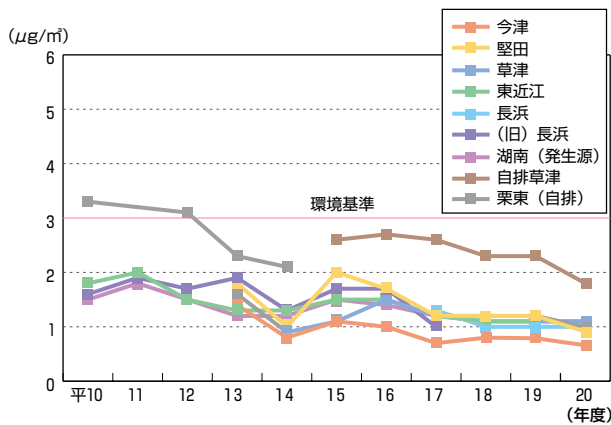
窒素酸化物の環境基準は二酸化窒素で定められており、環境基準は達成していますが、特に自動車排出ガス測定局で濃度が高くなっています。

◆浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化



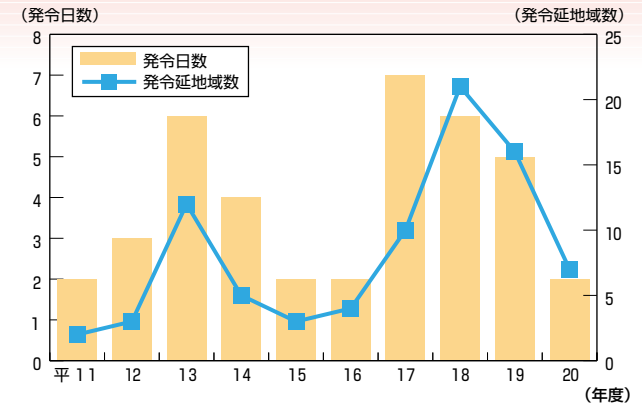
浮遊粒子状物質の経年変化は、上図のとおりで、低下傾向から横ばいになっています。なお、毎年3～4月の黄砂飛来により、一時的に濃度が高くなることがあります。

◆ベンゼンの経年変化



自動車排出の影響が大きいベンゼンについては、平成12年度まで道路沿道の測定地点で環境基準を超過していましたが、平成13年度以降は環境基準より低いレベルになっており、平成20年度も全地点で環境基準を達成していました。

◆光化学スモッグ注意報発令状況



光化学オキシダントの濃度が発令基準を超える状態が継続するとみられるときには、気象条件を考慮して、光化学スモッグ注意報などを発令しており、平成10年度以降、毎年注意報を発令しています。

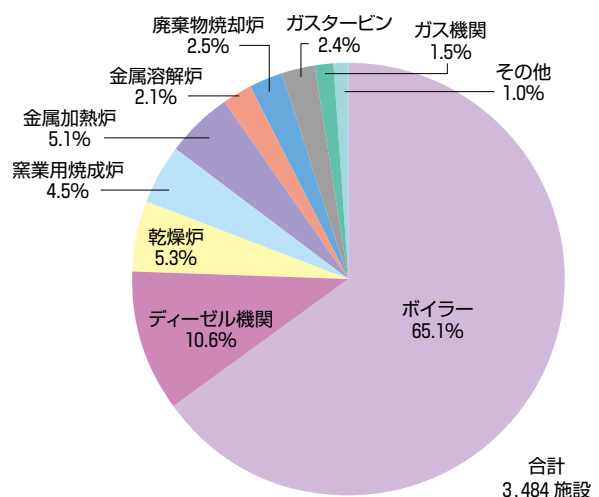
●工場・事業場からの排出ガス対策

「大気汚染防止法」で定める規制対象施設(33施設)、規制項目に加えて、県の「公害防止条例」では、施設(6施設)や規制項目(アンチモン、フェノール)の追加を行うとともに、有害物質については煙突などの排出口だけでなく敷地境界での基準を設けて規制を行っています。また、有害物質の排出のおそれのある工場・事業場を指定工場として許可制とし、より厳しい監視指導を行っています。

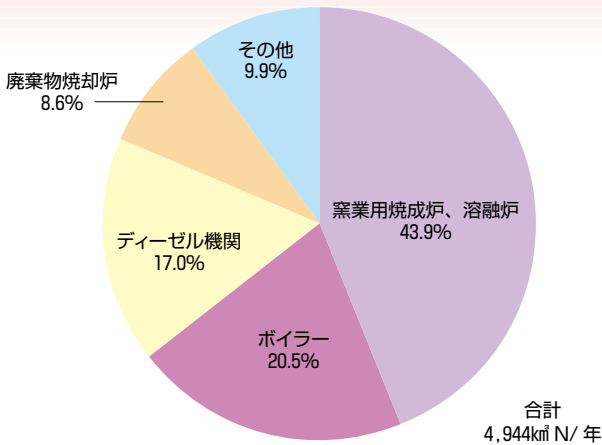
規制物質	物質の例示	
ばい煙	いおう酸化物	SO ₂ 、SO ₃
	ばいじん	すすなど
	有害物質	NO、NO ₂ 、Cd、Pb、HCl等
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、土石粉等
	特定粉じん	石綿(アスベスト)
自動車排出ガス	CO、HC、Pb、NO _x など	
指定物質※	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	

※規制物質、規制基準とは異なり、その排出または飛散を早急に抑制しなければならぬものとして政令・告示

◆ばい煙発生施設構成比(平成20年度末現在)



◆窒素酸化物排出量(平成17年度)



●石綿(アスベスト)飛散防止対策

石綿は、安価で耐薬品性・耐熱性など優れた長所を持つ物質であり、建材を中心に大量に使用されてきましたが、中皮腫や肺ガンなど、重篤な健康障害を引き起こすおそれがあります。平成17(2005)年6月に兵庫県内の石綿製品製造工場の周辺で、石綿による住民の健康被害が明らかになり、全国の石綿製品製造工場や、石綿を含む建材の解体工事などに対する不安が拡がり、社会的にも問題となりました。

これに伴って、石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されたのをはじめ、大気汚染防止法など、石綿関連法令の一部改正が行われ、規制が強化されました。

県では、関係部局や国の機関との連携を強化するために、平成17(2005)年8月に滋賀県アスベスト対策会議を設置し、アスベスト対策の総合的な調整や、情報の共有を図っています。

特に、環境面からは、①石綿を含む建材の解体工事(特定粉じん排出等作業)の現場への立入・指導、②一般環境大気中の石綿濃度の測定等を実施するなど大気中への石綿飛散防止に努めています。

◆大気環境中のアスベスト濃度の調査結果(平成20年度)

調査時期	調査地域数	調査地点数	調査結果
夏期	6地域	12地点	<0.056~0.11本/日
冬期	6地域	12地点	<0.056~0.22本/日

調査地点の大気中の石綿濃度は、全地点において、WHO環境保健クライテリア(*)と比較して十分低い値になっています。

*WHO環境保健クライテリア：世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1~10本/リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い

●大気環境負荷低減計画の策定

県では、地球温暖化、ばい煙および化学物質などによる大気汚染などの問題への取組を総合的に推進するため、平成12(2000)年3月に「滋賀県大気環境の負荷の低減に関する条例」(大気負荷低減条例)を制定しました。

この条例で、事業活動においてばい煙を排出したり、有害な大気汚染物質を使用し大気中へ排出する事業者のうち、従業員が2人以上の事業者については「大気環境

負荷低減計画」の策定を義務づけています。

この計画は、事業活動において発生する温室効果ガス、ばい煙および有害大気汚染物質などの排出を抑制するための基本的な方針と推進体制を明らかにし、それら物質の削減目標の設定などを行うものです。

滋賀県下では、延べ719事業場(平成20年度末)で大気環境負荷低減計画が策定され、それぞれ自主的な取組が行われています。

◆「滋賀県大気環境の負荷の低減に関する条例」取組規定

	県民	事業者	県
地球温暖化対策	温室効果ガスの排出抑制		地球温暖化対策推進計画の策定
自動車の使用に伴う取組	アイドリングストップの励行・走行量の抑制・低公害車の購入		自動車管理計画策定の指導
	—	自動車管理計画の作成・実施 アイドリングストップの周知	
オゾン層破壊物質の排出抑制	フロン回収への協力		適正な回収・処理の指導
	—	適正な回収・処理	
事業活動に伴う取組	大気環境負荷低減計画の策定・実施		計画策定の指導 計画策定事業者名の公表

●自動車排出ガス対策

自動車排出ガス対策として、県では大気環境負荷低減条例に基づき、①ドライバーは、走行量の抑制に努めるとともに、やむを得ない場合を除いて、駐車をする時にはアイドリングストップを励行すること、②県民は、公共交通機関を利用することなどにより自動車の利用を控えるとともに、低公害車を利用するように努めること、③50台以上の自動車を使用する事業者は自動車管理計画を策定し、県に提出すること、④駐車面積が500㎡以上の駐車場の設置者・管理者は、施設の利用者にアイドリングストップを周知すること、を指導しています。

●オゾン層保護対策

オゾン層破壊物質であるフロン対策として、県では、大気環境負荷低減条例をはじめ、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)などにより、冷媒用フロンを大気中に放出しないよう指導しています。なお、平成18(2006)年6月にフロン回収破壊法が改正され、平成19(2007)年10月より施行されました。

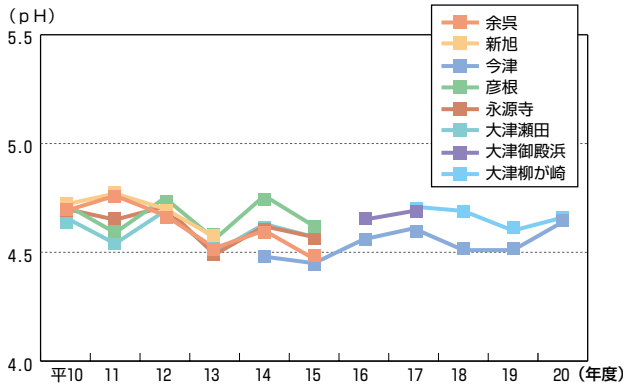
県におけるフロン回収破壊法に基づくフロン回収業者などの登録数については、業務用冷凍空調機器関係を取り扱う第1種フロン類回収業者が平成20年度末において671業者となっており、これらの登録業者によりフロン回収が行われています。

●酸性雨

酸性雨とは、工場や自動車から排出されたいおう酸化物や窒素酸化物などが、大気中で酸化されて強酸となり雨や雪などに取り込まれる現象です。酸性雨による湖沼の酸性化や森林、文化財への影響だけでなく、近年は、大陸からの汚染物質の流入の影響も懸念されています。

県では雨水に溶け込んでいる物質の状況を知るため平成2年度からpHやイオン成分の調査分析を行ってきました。年平均pHは4.41～4.84の範囲にあり、経年的な低下傾向はみられません。

◆pHの地点別年間平均値の推移



化学物質による環境リスク対策の推進

(琵琶湖再生課)

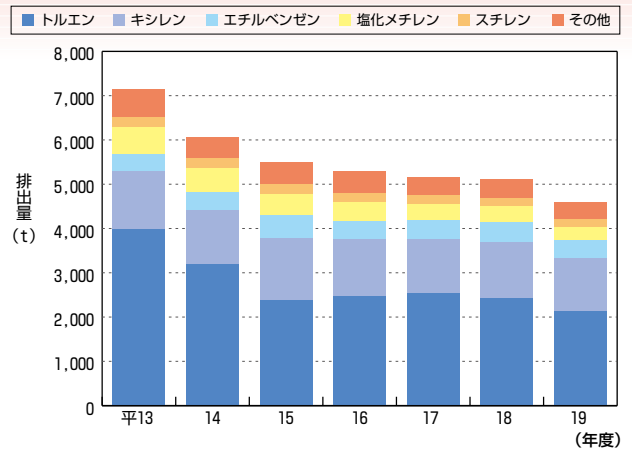
私たちの身の回りには、化学物質から作られた様々な製品があり、日常生活にはなくてはならないものになっています。反面、その生産の過程などで多種多様な化学物質が環境中に排出されており、私たちの健康や生態系などへの悪影響が心配されています。

このような化学物質の適正な管理のため、平成11(1999)年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法)」が制定され、これに基づく取扱い事業場からの報告に基づき環境中に排出された化学物質の種類や量などが公表されています。

また、化学物質の多くは、その有害性の程度や環境中での挙動などについて未解明な部分も多いことから、従来のように基準を定めて使用や排出を規制するような対策だけでなく、健康被害や生態系への悪影響が発生するおそれ(リスク)を小さくするために化学物質の適正な管理の促進やより安全な代替物質に転換するなどの「環境リスク管理」の導入を進める必要があります。

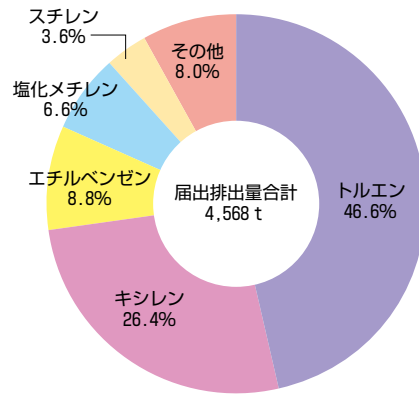
さらに、化学物質に関する情報を県民、NPO、事業者、行政などが共有し意見交換を行なうことにより、それぞれが環境リスクの低減に向けた具体的な取り組みを進める「環境リスクコミュニケーション」の実施も求められています。

◆PRTR上位5物質の排出量推移

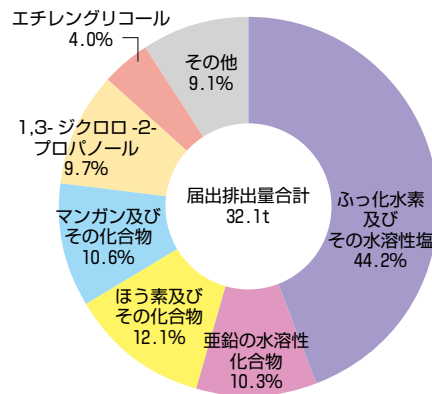


◆化学物質別届出排出量(平成19年度)

大気への排出



公共用水域への排出



●土壌・地下水汚染対策の推進

水質汚濁防止法に基づいて平成元年度から行っている地下水調査の結果、これまで県内では、下の図に示す地域で有機塩素系化合物や砒素(自然由来と考えられる)などの地下水汚染が見つかっています。

平成20年度は、48地域(自然由来の汚染と考えられる地域も含む)で地下水のモニタリング調査を実施しました。県では新たな地下水汚染が見つかった時点で、事業場に対して浄化対策を指導するなどの対応を実施してきました。その結果、人為的な汚染物質である有機塩素

滋賀県の地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環境
の保全

クリーンな
新エネルギー
の開発・導入

ゼロ・エミット
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

地域における
環境づくり

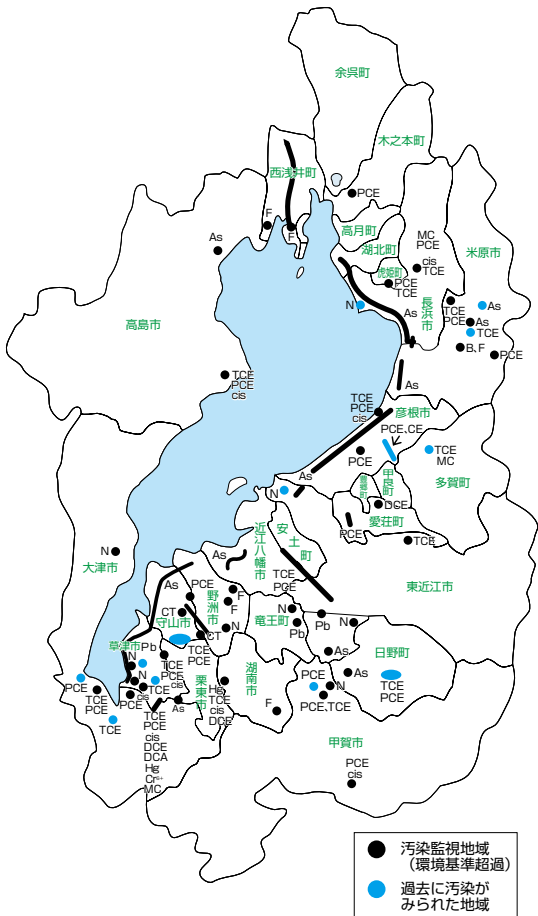
新滋賀県環境
点検・評価

滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ

系化合物による汚染地域61地域のうち40地域で環境基準以下になるなどの改善が見られています。

また、平成15(2003)年2月には、「土壌汚染対策法」が施行され、汚染された土壌による健康被害の防止に関する措置が規定されました。同法の施行後、工場の敷地内での調査の結果、土壌や地下水の汚染が発見される事例が相次いだため、本県においても汚染を未然に防止するとともに、汚染が発見された場合の措置などについて、新たな制度を設ける必要があると考え、平成19(2007)年10月19日に滋賀県公害防止条例を改正し、平成20(2008)年8月1日から施行しました。この条例の改正により、対象者は新たな届出が必要となるほか、敷地内における地下水の汚濁状況の調査や報告、形質変更時の土地の汚染対策などが義務づけられました。



Pb : 鉛
Cr₆ : 六価クロム
As : 砒素
Hg : 総水銀
CT : 四塩化炭素
DCA : 1,2-ジクロロエタン
DCE : 1,1-ジクロロエチレン
cis : シス-1,2-ジクロロエチレン
TCE : トリクロロエチレン
PCE : テトラクロロエチレン
B : ほう素
F : ふっ素
N : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

平成21(2009)年3月末現在

●ダイオキシン類対策

県では、平成12(2000)年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況の常時監視調査を実施しています。

平成20年度の調査結果は次のとおりであり、環境基準と比較して十分低い状況にあります。

今後も調査を継続し、実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の適正な運用を図り、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。

◆ダイオキシン類調査結果(平成20年度)

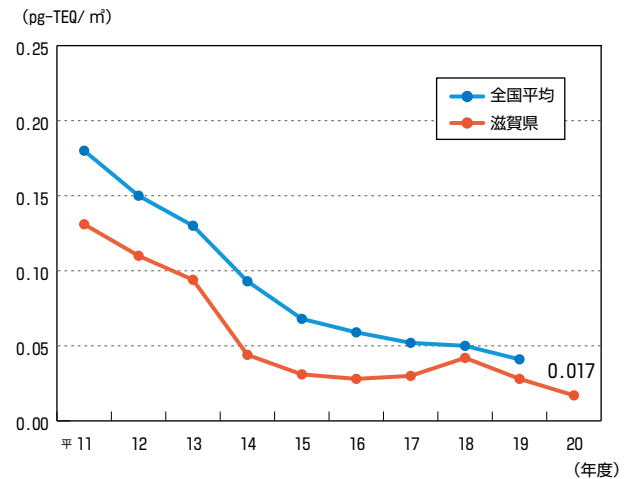
調査対象 (地点数)	ダイオキシン類の濃度		備考※
	平均値	範囲	
大気(7地点)	0.017	0.0083 ~0.032	環境基準値: 0.6 全国調査結果(平成19年度) 平均値 0.041 (0.0042 ~ 0.58)
琵琶湖(2地点) 水質 河川(5河川)	0.074 0.11	0.068 ~0.079 0.066 ~0.21	環境基準値: 1.0 全国調査結果(平成19年度) 平均値 0.21 (0.0097 ~ 3.0)
琵琶湖(2地点) 底質 河川(5河川)	22 0.47	14 ~ 29 0.098 ~0.68	環境基準値: 150 全国調査結果(平成19年度) 平均値 7.4 (0.044 ~ 290)
地下水(7地点)	0.065	0.059 ~0.078	環境基準値: 1.0 全国調査結果(平成19年度) 平均値 0.055 (0.0076 ~ 2.4)
土壌(7地点)	3.6	0.059 ~19	環境基準値: 1,000 調査指標値: 250 全国調査結果(平成19年度) 平均値 2.7 (0 ~ 170)

※平成19年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(環境省)

注) 大気は、各地点ごとに年2回実施した調査結果。

・単位は、大気がpg-TEQ/m³、水質、地下水がpg-TEQ/l、底質、土壌がpg-TEQ/g。

◆ダイオキシン類の大気中濃度(全地点平均)の推移



注) 平成11年度はコプラナーPCBの測定を行っていない。

・毒性等価係数: 平成11年度以降はWHO-TEF(1998)を、平成20年度以降はWHO-TEF(2006)を使用。

・平成19年度までは年4回、平成20年度以降は年2回の測定。

騒音・振動・悪臭対策の推進

(琵琶湖再生課)

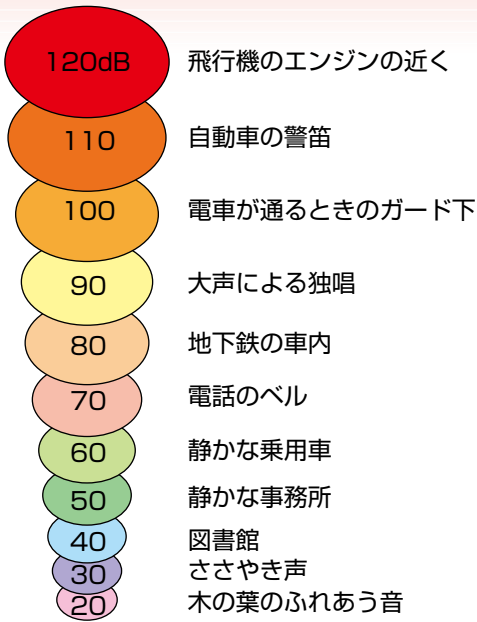
●騒音・振動対策

騒音・振動は、不快感や安眠妨害をもたらす、各種公害のなかでも日常生活に最も関係の深いものです。

騒音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、建設作業、交通機関などや、深夜営業、クーラー運転音など家庭用機器による生活騒音などがあり、平成19年度には98件の苦情が寄せられました。

振動の苦情は、平成19年度は19件寄せられており、建設作業によるものが10件、工場・事業場によるものが1件となっています。

◆騒音の大きさの例

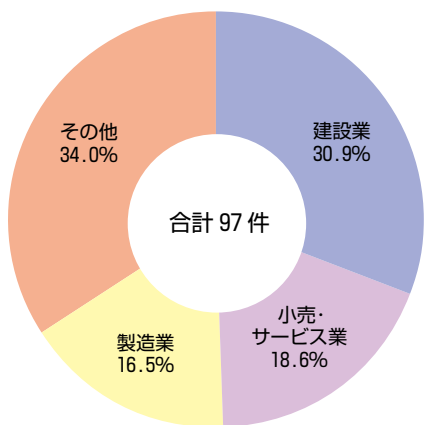


◆騒音に関する騒音基準

環境基準類型	環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))		
	一般の地域	道路に面する地域 (交通騒音が支配的音源の地域)	幹線道路近接区間 ・2車線以下: 15m ・2車線超: 20m
A 類型	55/45 (1車線道路に面する地域を含む)	60/55 (2車線以上)	70/65 (屋内基準値 45/40)
B 類型		65/60 (2車線以上)	
C 類型	60/50	65/60 (1車線以上)	

注) A 地域は、専ら住居の用に供される地域
 B 地域は、主として住居の用に供される地域
 C 地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 幹線道路：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市町村道
 環境基準類型は県内に適用される類型のみを記載

◆騒音苦情件数の構成比(平成19年度)



出典：平成19年度公害苦情件数調査

■発生源対策

県では、騒音規制法および振動規制法に基づいて、騒音および振動を防止し生活環境を保全すべき地域を指定しており、規制基準を定めて、騒音・振動発生施設を設置する工場などを規制しています。

■自動車交通騒音

県内主要道路沿道における自動車交通騒音の実態を把握するため、自動車騒音の調査を行っています。平成20年度においては、道路端において自動車騒音調査を19か所で行った結果、2か所で自動車騒音にかかる要請限度を超えていました。

■新幹線鉄道騒音

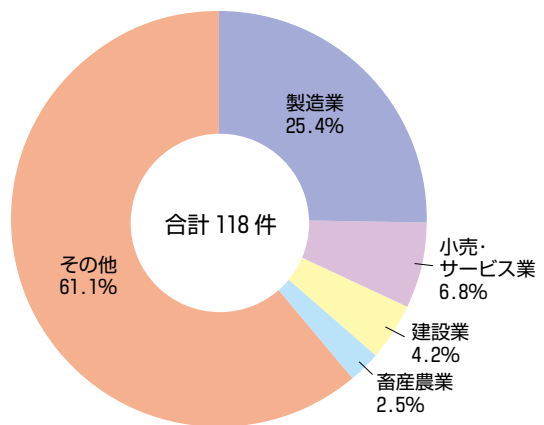
新幹線鉄道から発生する騒音についても環境基準(第I種(住居系)70デシベル、第II種(その他)75デシベル)が定められています。平成20年度に県内1か所で騒音測定を実施したところ、暫定的な対策の目標である75デシベル以下となっていました。

●悪臭対策

悪臭が人に与える影響は、主に不快感などの感覚的影響が中心で、悪臭の感じ方には個人差があり、健康状態にも左右されます。

「悪臭防止法」では、悪臭物質(22物質)の濃度による規制と、人の嗅覚を用いて臭いを総体的に測定する方法を用いた臭気指数による規制の2つの制度があり、地域の実態に応じていずれかが採用されています。法に基づき悪臭を規制する地域として、12市12町(平成21(2009)年4月1日現在、大津市を含む)を指定しています。

◆悪臭苦情件数の構成比(平成19年度)



出典：平成19年度公害苦情件数調査